

雄武小学校 父母と教師の会

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、雄武小学校父母と教師の会（PTA）といい、事務局を雄武小学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と先生が協力して互いの意識を高揚し、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 会員の教養を高める。
- 2 会員の親睦を図る。
- 3 児童の生活環境を整える。
- 4 その他必要な事項。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針により活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよらない。
- 3 学校の活動を助けるために意見を述べるが、学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は次の通りである。

- 1 本校児童の父母、又はそれにかかわる人。
- 2 本校に勤務する教職員。

第5章 役員及び委員

第6条 この会の役員及び委員は次の通りとする。

1 役 員

- | | | | |
|----------------------------|----------------|---------|-------------------|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 3名 若干名 |
| (3) 監査 | 2名 | (4) 事務局 | 2名 1名 |
| (5) 会計 | 1名 | (6) 参 与 | 若干名 |
| (6 7) 各専門正副委員長 | 6名 | | |
| (7 8) 各学年正副委員長 | 12名 | | |

※参与は必要に応じて前年度役員の中より選出することができる。

2 委 員

- (1) 専門委員 ~~若干名~~ 各学年より1～2名選出する
- (2) 学年委員 各学年より若干名選出する

第 7条 役員及び委員の選出は、次の通り行われる。

- 1 会長、副会長、監査は会員から~~役員6名を選出のうえ互選~~し、総会の承認を得る。ただし必要に応じて役員選考委員会を設け候補者を選考することができる。
- 2 事務局、会計は会長が委嘱する。
- 3 正副委員長は各委員の互選による。
- 4 教養・~~厚生、生活、広報の専門委員は及び各学年委員及び会長の委嘱とする委員とする。~~は各委員の互選とする、
- 5 学年委員は各学年より選出する。

第 8条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表して会務を統括し役員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合には代理を務める。
- 3 監査は、この会の会計監査にあたる。
- 4 事務局は、この会の運営の業務にあたる。
- 5 会計は、この会のすべての金銭の収入をあつかう。
- 6 各委員長は、委員を統括し役員会に出席する。
- 7 各副委員長は、委員長を補佐し役員会に出席する。
- 8 各委員は第2条の目的を達成するためにこの事業の推進にあたる。

第 9条 役員及び委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。~~が、最長6年とする。~~欠員が生じた場合にそれを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第6章 役員会及び委員会

第10条 役員会の任務は次の通りとする。

- 1 総会に提出する予算書、決算書、その他の報告書の作成。
- 2 専門委員会の立案した事業計画お審議。
- 3 総会で委嘱された事項及び役員の補充。
- 4 必要な細則の設定。
- 5 このほか、この会の運営上必要な事項の審議決定。

第11条 この会に次の委員会をおく。

1 専門委員会

(1) 教養・厚生委員会 (2) 生活委員会 (3) 広報委員会

2 学年委員会

(1) 第1学年委員会 (2) 第2学年委員会

(3) 第3学年委員会 (4) 第4学年委員会

(5) 第5学年委員会 (6) 第6学年委員会

第12条 委員会の任務は次の通りとする。

1 専門委員会

(1) 教養・厚生委員会は、会員の文化教養に関すること、児童や会員のレクリエーション及び健康保持増進、学校環境整備に関すること。

(2) 生活委員会は、児童の校外生活指導及び健全育成、福祉に関すること。

(3) 広報委員会は、会報の編集企画と発行に関すること。

2 学年委員会

(1) PTA活動の母体として、各委員会と連携を密にし、その実践に関すること。

(2) 学年活動の推進及び会員親睦に関すること。

(3) 学年学級への協力に関すること。

第7章 会 議

第13条 1 総会は会長が招集し、毎年4月を定期とし、臨時に開催することができる。

2 総会は次の事項を協議決定する。

(1) 事業報告及び収支決算。 (2) 事業計画及び収支決算。

(3) 会則の改廃。 (4) 役員選出。

第14条 役員会は必要により会長が招集する。

第15条 委員会は必要により委員長が召集する。

第16条 校長は各種会議に出席し意見を述べることができる。

第8章 会 計

第17条 この会計年度は4月1日に始まり、3月末日に終わる。

第18条 この会の経費は会費その他をもって充てる。会費は総会で決定する。

付 則

この会則は、昭和56年4月25日より施行する。

この会則は、昭和59年4月15日より一部改正施行する。

この会則は、昭和60年4月14日より一部改正施行する。

この会則は、昭和62年4月19日より一部改正施行する。

この会則は、平成 3年4月21日より一部改正施行する。（地区委員の廃止）

この会則は、平成 5年4月18日より一部改正施行する。（三役選考方法の改正第7条）

この会則は、平成 9年4月19日より一部改正施行する。（慶弔規定の一部改正）

この会則は、平成13年4月21日より一部改正施行する。（専門委員会の構成）

この会則は、平成22年4月11日より一部改正施行する。（三役選考方法の改正第7条1項）

この会則は、平成23年4月10日より一部改正施行する。（三役選考方法の改正第9条1項）

この会則は、令和 7年4月20日より一部改正施行する。

（参与の新設第6条1項、専門委員・学年委員の選出人数改正第6条第2項、

役員選出人数の改正第7条1項4項、役員任期の最長期間についての改正第9条

慶弔規定

第 1 条 会員及び児童死亡の場合この会より弔電を送り、5,000円を供え代表者が会葬して弔慰する。

第 2 条 児童並びに会員が不慮の災害を受けた場合、会長・副会長協議の上、弔意の方法を講ずる。

第 3 条 前条までの想定以外の事項、その他特殊な場合については会長・副会長協議の上、決定する。

褒賞規定

第 1 条 この会の役員で、特に本会の振興発展に功績があったものに対しては、役員会の協議を経て感謝状並びに記念品を送ることができる。

第 2 条 この会に特殊功績のあったものに対しては前条の規定に順ずる。

旅費規程

第 1 条 旅費の支給は下記の基準によるものとする。
町外の会議の場合は交通費実費と日当500円とする。

第 2 条 前条の他、特殊な場合は会長・副会長の協議により決定する。

役員選考規定

第 1 条 役員選考委員会は、会則第7条により役員候補者を選考し、報告する。

第 2 条 選考委員の構成は、現会長・副会長より1名、学年委員長6名、学校代表1名とする。委員の互選により委員長を決める。

付 則

この慶弔規定は、平成21年4月11日より一部改正施行する。